

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を
次のように改正する。

第六条第一項の表中

人事課

人事係・給与係・能率係

を 人事課

人事係・給与係・行政管理係

に、

青少年室

を

婦人青少年室

に、

厚生援護課

総務室・
社会係

保護係・更生係・老人福祉係・
調査係・補償係

を

厚生援護課

総務室・社会係・保護
福祉係・特別医療係

係・更生係・老人
調査係・補償係

に、

婦人児童課

を

児童家庭課

に改め、

特別医療課

法定医療係・特別医療係

を削り、

生

活安定対策室

を

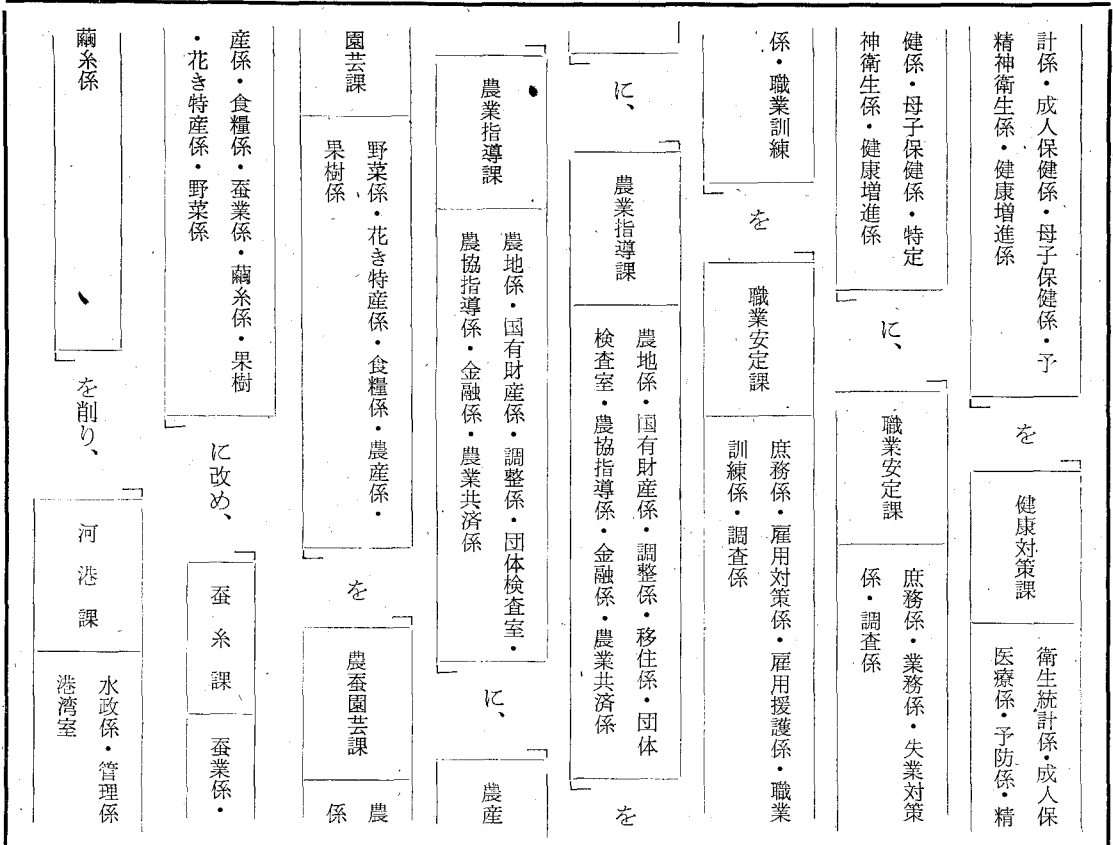
県民生活課

消費生活係・物価対策係

に、

健康対策課

衛生統
防係



・河川改良係・防災係。

を

河川課	水政係・管理係・河川改良係。
港灣課	管理係・港灣係・建設係・空港

防災係

整備室

に改める。

第九条地方課の項第六号を削り、同条青少年室の項を次のように改める。

婦人青少年室

一 婦人問題に関すること。

二 青少年問題に関すること。

第十条厚生援護課の項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 特別医療費の助成に関すること。

第十条婦人児童課の項中「婦人児童課」を「児童家庭課」に改め、同項第一号中「母子衛生」を「母子保健」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条特別医療課の項を削り、同条生活安定対策室の項中「生活安定対策室」を「県民生活課」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 消費生活協同組合に関すること。

八 貯蓄奨励に関すること。

第十条の二健康対策課の項第二号中「母子衛生」を「母子保健」に改め、

第十四号を第十七号とし、第三号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 特定疾患に関すること。

四 身体障害児童の育成医療に関すること。

五 結核児童の療育に関すること。

第十二条農産園芸課の項を次のように改める。

農蚕園芸課

一 食糧農産物に関すること。

二 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の施行に関すること。

三 養蚕に関すること。

四 製糸業に関すること。

五 蚕業改良普及事業に関すること。

六 園芸農産物及び工芸作物に関すること。

七 農業試験場、蚕業試験場、果樹試験場、野菜試験場、繭検定所、蚕業指導所、蚕業技術員養成所及び果樹技術講習所に関すること。

八 その他他課の主管に属しない農蚕園芸に関すること。

第十二条蚕糸課の項を削る。

第十三条都市計画課の項第六号及び第七号を削り、同条河港課の項中「河港課」を「河川課」に改め、同項第一号中「及び港湾」を削り、同項第二号中「及び運河」を削り、「工事」の下に「（港湾課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「埋立て」の下に「（港湾課の主管に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第九号中「土木災害事務」を「建設災害事務」に改め、同号を同項第

八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、同項の次に港湾課の項として次のように加える。

港湾課

一 港湾の維持管理及び工事にに関すること。

二 海岸保全区域の維持管理及び工事にに関すること（港湾区域、港湾隣接区域及び港湾区域の定めのない港湾の水域に係るものに限る。次号において同じ。）。

三 公有水面の埋立てに関すること。

四 港湾災害事務の取りまとめに関すること。

五 空港の整備、管理その他航空運送に関すること。

六 空港に関すること。

七 境港管理組合との連絡調整に関すること。

第十八条の表中「青少年室」を「婦人青少年室」に、「婦人

児童課」を「児童家庭課」に、

鳥取県地方港湾審議会	鳥取県地方港湾十六号）第一条港湾に関する重
鳥取県水防協議会	水防法（昭和二十二年の規定に調査審議及び関
鳥取県砂対策審議会	鳥取県砂対策審十五号）第一条本のかつ総合的

審議会条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第の規定による県が管理する重要港湾及び地方要事項の調査審議に関する事務

十四年法律第九十三号) 第八条第一項及びよる水防計画その他水防に関する重要事項の係機関に対する意見の陳述に関する事務

議会議案(昭和四十五年七月鳥取県条例第三の規定による砂の安定供給の確保に関する基な施策の調査審議に関する事務

河港課

を

鳥取県水防協
議会

鳥取県砂対策
審議会

鳥取県地方港
湾審議会

水防法(昭和二十四年法律第九十三号) 第八条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務

河川課

鳥取県砂対策審議会条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第三十五号) 第一条の規定による砂の安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に関する事務

鳥取県地方港湾審議会条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第十六号) 第一条の規定による県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務

港湾課

に改める。

第二十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五

号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 関東商況等の調査及び情報連絡に関すること。

第二十六条第一項中「農産部及び分室」を「及び農産部」に改め、同条第二項を削る。

第二十八条第四号及び第五号を削る。

第二十九条の表中

鳥取県境港市防災行政連絡所

境港市

境港市

を

鳥取県境港市防災行政連絡所

境港

鳥取県西部広域行政管理組合防災行政連絡所

米子

に改める。

市	境港市
市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

第三十条中「市町村」を「市町村等」に改める。

第三十八条第二項総務課の項第五号中「消費生活協同組合及び」を削る。

第一百十七条第一項中「及び作業技術科」を「、作業技術科及び試験地」

に改め、同条に次の一項を加える。

2 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県果樹試験場河原試験地		八頭郡河原町	
鳥取県果樹試験場北条試験地		東伯郡北条町	

第二百一十條第一項中「及び分場」を「、分場及び試験地」に改め、同条に次の一項を加える。

3 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県野菜試験場日南試験地	日野郡日南町

第三十四條中「鳥取県家畜保健衛生所条例（昭和二十五年八月鳥取県条例第三十六号）」を「鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第九号）」に改める。
 第三十五條の二を次のように改める。

（内部組織）

第三十五條の二 家畜保健衛生所に衛生指導係及び防疫係を置く。

第一百五十六條第一項の表の鳥取県鳥取土木出張所の項中

河川係・港灣係・砂防係	を	工務第二課	河川係・砂防係
		建築課	

に改め、同条第二項総務課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 住宅金融公庫委託業務に關すること（鳥取土木出張所、郡家土木出張所、米子土木出張所及び根雨土木出張所を除く。）。
 第一百五十六條第二項建築課の項第一号を次のように改める。

一 建築及び住宅行政に關すること（鳥取土木出張所にあつては郡家土木出張所の管轄区域内、米子土木出張所にあつては根雨土木出張所の管轄区域内に係るものを含む。以下建築課の項において同じ。）。
 第一百五十六條第二項建築課の項第三号及び第五号中「關すること」の下に「（鳥取土木出張所を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。
 （鳥取県文書管理規則の一部改正）
- 2 鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「青少年室 青」を「婦人青少年室 婦青」に、

特別医療 生活安定

課 婦 児 「児童家庭課 児

課 特医 生 県民生活課 県生」に、「農産園芸課 農園」を「農蚕

対策室 生」

園芸課 農園」に改め、「蚕糸課 蚕」を削り、「河港課 河」を「河

川課 河 港

湾課 「港」に改める。

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「科長」の下に「試験地長」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十八号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、

第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二土木出張所長の項第二十七号中(三)及び(四)を削り、(五)を(三)とし、同号に(四)として次のように加える。

(四) 第五十六条の四第一項の規定による工事その他の行為の中止の命令等のうちこの号の(一)により許可したものに係る工事その他の行為の中止の命令等

別表第二土木出張所長の項第三十一号中「鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものを除き」を「郡家土木出張所の管轄区域内に係るものは、鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものと」に、「以下第三十二号から」を「次号から」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十一の二 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十一條の二第二項の規定による計画道路を前面道路とみなす建築物の認定(倉吉土木出張所の管轄区域内に係るものを除く。)

別表第二土木出張所長の項第三十二号に(三)及び(四)として次のように加える。

(三) 住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する産業労働者住宅資金通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査

(四) 住宅金融公庫法第十七条第十項に規定する施設建築物等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査

別表第二土木出張所長の項第三十二号の次に次の一号を加える。
三十二の二 住宅金融公庫法第二十三条第八項の規定により公庫から委託を受けた雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条第三項に規定する労働者住宅又は勤労者財産形成促進法(昭和四十

六年法律第九十二号) 第九条第一項に規定する分譲住宅を設置するた
めの資金の貸付けに係る工事の審査

別表第二土木出張所長の項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四
十三年三月鳥取県条例第五号)に基づき知事の権限に属する事務のう
ち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による特別県営住宅の入居者の公募

(二) 第八条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条
例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

イ 第七条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定

ロ 第八条第一項の規定による特別県営住宅の入居補欠者の決定

ハ 第九条第一項の規定による期日の指定、連帯保証人の適否の認
定及び連帯保証人の省略の事情の認定

ニ 第九条第二項の規定による特別県営住宅の入居の取消し

ホ 第九条第三項の規定による入居可能日の通知

ヘ 第十四条第二項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕
の指示

ト 第十六条第二項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届
出の受理

チ 第十七条第三項の規定による親族以外の者の同居等の承認

リ 第十八条第一項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の
承認

ヌ 第二十三条の規定による特別県営住宅の検査

別表第二土木出張所長の項第三十四号中「鳥取県営住宅」を「県営住宅

又は特別県営住宅」に改める。

別表第二米子土木出張所長の項中第十一号から第十三号までを削り、第
十四号を第十一号とする。

附 則

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。